

## 第9章 新たな「自然と共生する社会」を実現するための行動計画

この戦略が目標とする、新たな「自然と共生する社会」の実現を図るためには、第7章で掲げた5つの基本方針に沿って具体的な取組を進めていくことが必要です。こうした取組は、県のみならず、県民、市町村、NPO・団体、企業・事業者など多様な主体が、それぞれ主体的に、かつ、連携・協力を深めながら取り組んでいくことにより、大きな成果を得ることができます。

ここでは、具体的な行動計画として、5つの基本方針に基づく5つの基本テーマを設定しました。

また、屋久島と奄美群島という「2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組の推進」という特別の方針に基づくテーマも設定します。屋久島や奄美群島において進められている様々な主体による取組と連携して、この戦略に基づく取組を進めることで、新たな「自然と共生する社会」を実現するモデルになると考えています。

また、本章は、できるだけ広く波及効果を狙って実施する「戦略的な取組」と、生物多様性の保全と持続可能な利用を着実に進めるための「主な取組」を掲載しています。

<b>基本方針（7章）</b> 5つの基本方針と1つの特別方針（2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組の推進）	<b>目標実現のための行動計画（9章）</b>	
1. 参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解する	新たな「自然と共生する社会」の実現のための具体的な取組を5つの基本方針に沿って、テーマ毎に、戦略的な取組と主な取組を記載。 （以下、戦略的な取組例）	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">                         □ 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組                     </div> 複数のテーマに横断的な取組をモデル的に行う。
2. 重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻す	◆ 生きものを指標とした地域づくりの推進（「一村一生物」運動（仮称））等	◆ 南方の島々の環境文化の研究 ◆ 奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化） ◆ 奄美群島のお年寄りの世界自然遺産サポーター（仮称）委嘱と聞き書きの推進 ◆ 奄美群島世界自然遺産トレイル（仮称）の設定 ◆ 屋久島をモデルとした低炭素型社会と自然共生型社会の形成等
3. 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理する	◆ 県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進等	
4. 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承する	◆ 総合的な外来生物対策の推進等	
5. 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する	◆ 環境文化を継承するための「聞き書き」の促進等	
	◆ 生物多様性に配慮した製品の消費促進の取組等	

図9-1 本戦略の「基本方針」と「自然と共生する社会を実現するための取組」の関わり

生物多様性鹿児島県戦略の取組（目次）

テーマ	大項目	中項目	ページ
テーマ1 参加を通じて、人と自然 （生物多様性）のつながり を理解するための取組	普及啓発		50
	環境教育・学習		50
	参加・体験		51
	人材育成		52
テーマ2 重要地域を保全し、自然の つながりを取り戻すため の取組	重要地域の保全		54
		自然環境保全地域等	54
		自然公園	54
		鳥獣保護区	55
		生息地等保護区	55
		天然記念物	55
		ラムサール条約湿地	56
		生物圏保存地域(ユネス コエコパーク)	56
		ジオパーク	56
	自然再生と生態系ネットワークの形 成		56
	多様な生態系の保全と回復		57
		田園・里地里山・森林	58
		河川・湖沼	58
		沿岸・海洋	59
都市		60	
テーマ3 生物多様性情報を蓄積し、 科学的に生態系を管理す るための取組	生物多様性情報の収集・蓄積・共有		61
	外来種への対応		61
	野生生物等の保護管理		63
		鳥獣の保護管理	64
		希少野生生物の保護	64
		動物の愛護と適正な管 理	65
テーマ4 生物多様性を支え、生物多 様性に支えられる環境文 化を継承するための取組	地域における人と自然との関わり（環 境文化）の伝承と記録		66
	屋久島環境文化村構想の推進		67

テーマ	大項目	中項目	ページ
テーマ5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組	農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進		68
		農業における取組	68
		林業における取組	70
		水産業における取組	71
	生物多様性に配慮した観光の振興		72
	生物多様性に配慮した公共事業の推進		73
	地球温暖化対策の推進		74
	化学物質など非生物的要因への対応		75
	環境影響評価の充実・強化による生物多様性の保全		76
消費行動の改善に向けた取組の促進		76	
特別テーマ 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組	世界自然遺産候補地・奄美群島での取組		78
		世界自然遺産登録に向けた取組	79
		希少な野生生物や生態系の保全	80
		エコツーリズムの推進	80
		自然共生プランの取組を通じた奄美のブランド創出による地域づくり	81
	世界自然遺産・屋久島での取組		81
		世界自然遺産地域としての環境保全の取組	82
		環境文化村構想の推進	82
		他の世界自然遺産地域等との交流	83

## テーマ1 参加を通じて、人と自然(生物多様性)のつながりを理解するための取組

### 1 普及啓発

人と自然（生物多様性）とのつながりに対する認識を高めるためには、まず、県民に自然（生物多様性）への関心を持ってもらうことが大切です。このため、県民に直接、あるいは県民に働きかける力のある市町村や企業、団体等に対して、生物多様性に関する情報を提供するなど普及啓発の取組を進め、生物多様性への関心を高めていく必要があります。

#### <戦略的な取組>

##### 「鹿児島島の100人、100の風景」等を題材とした振り返りの機会の提供

この戦略の策定にあたって108名の方から心に残る自然の原体験等を聞き書きし、一冊の書籍として出版した「鹿児島島の100人、100の風景」（鹿児島県環境林務部自然保護課，鹿児島大学鹿児島環境学研究会編著）を題材とした講演会の開催等を通じて、地域住民や子どもたちが、地域の自然の変わりゆく姿や自然と共生するくらしの有り様を振り返り、考える機会を提供します。

#### <主な取組>

- ① 生物多様性という言葉と意味を県民に浸透させるため、パンフレットや県ホームページ、facebook 等での情報発信を進めるとともに、市町村や事業者、NPO等と連携した普及啓発に努めます。

【「生物多様性」という言葉の県民の認知度：

平成35年度までに33%→80%】

- ② 市町村の生物多様性地域戦略の策定を促進するため、各種情報提供などの支援を行います。

【生物多様性地域戦略を策定する市町村数：

平成35年度までに全市町村】

- ③ 自然環境や地球環境など、環境に関する情報の収集・提供に努めます。
- ④ 子どもたちに対する環境への意識高揚に努めます。
- ⑤ 県民の緑化思想の普及啓発を推進します。



写真9-1 鹿児島島の100人  
100の風景

### 2 環境教育・学習

人と自然（生物多様性）とのつながりに対する認識を高め、具体的な行動を促していくため、生物多様性がどのような現状にあり、どのような課題を抱えているのかについての理解を深めることが必要です。このため、生物多様性に関する教育・学習の機会を提供していくことが大切です。

<戦略的な取組>

**生物多様性を理解するための体験的な学習の促進**

人と自然（生物多様性）のつながりについて理解を深めるため、学校や地域での生物多様性に関する教育と自然体験の機会の確保を図ります。また、鹿児島県生物教員等ネットワークやNPO等の団体と連携を図り、教員や指導者に対する指導マニュアル等の作成・提供等を通じて、生物多様性に関する学習の促進に努めます。

<主な取組>

- ① 学校において、地域の自然体験活動を通して、生態系や種の多様性への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を推進します。
- ② 屋久島環境文化研修センター等を拠点として、屋久島の自然や屋久島で営まれている生活・生産活動等を生かした自然体験型環境学習を推進します。



写真9-2 子ども達的环境学習

**3 参加・体験**

人と自然（生物多様性）とのつながりに対する理解は、知識だけでなく、実体験に裏打ちされることが大切なことから、県民に、生物多様性の恵みとふれあう自然体験の機会を提供する必要があります。自然から離れた日常生活の中では、自然とのつながりを実感する機会が減少していることから、普及啓発や環境学習等で得た知識を実体験で確認することにより、人と自然（生物多様性）とのつながりに対する意識が強固なものになることが期待されます。

<戦略的な取組>

**生き物を指標とした地域づくりの推進（「一村一生物」運動（仮称））**

市町村（自治会、学校等）ごとにシンボル（象徴／指標）となる生物を選定し、市民参加型でその生物の生息・生育環境を保全する活動を行う「一村一生物」運動（仮称）を促進し、自然と共生する地域づくりにつなげます。こうした取組は、既に各地の市町村や集落、団体、学校等で行われています。また、特定の種の保護だけでなく、その背景にある生物多様性も視野に入れた取組となるように促すとともに、先駆的な地域づくりにつながった事例の紹介などを通じて、このような取組を行う市町村等の拡大を図ります。この「一村一生物」運動では、地域の象徴的な在来生物だけでなく、伝統野菜、自然と関わる伝統文化・慣習なども対象とし、自治体に限らず、自治会や学校などでの取組も推奨します。【再掲】

＜主な取組＞

- ① 地域住民が率先して、身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。
- ② 地域住民をはじめ、森林ボランティアや企業など多様な主体による森林づくりを進めます。
- ③ 都市住民等のニーズを把握し、農山漁村地域が持つ魅力について情報発信するとともに、漁業等の体験型教育旅行の誘致や漁家等での宿泊体験などの取組を促進します。
- ④ 観光客の自然志向や体験志向に対応し、自然とふれあいながら自然を学ぶエコツーリズムなど、鹿児島島の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。
- ⑤ 豊かな自然を活用したエコツーリズムや森林・海洋療法などの「癒し」、里地里山での暮らしなどの「自然との共生」をテーマにしたライフスタイルなどを情報発信します。
- ⑥ 自然体験の場が失われた都市部等において、照葉樹林やビオトープなど、地域の人々が身近に自然と接することのできる場の創造に努めます。



写真9-3 オオゴマダラ

4 人材育成

地域での生物多様性に関する活動を進めるためには、生物多様性に対して知識を有し、保全活動に対して適切に指導できる人材を育成・確保する必要があります。

野生生物や生態系の保全のための手法は、新しい科学的知見の充実により、常に見直されることから、新しい知見について情報収集しながら保全に取り組めるよう、指導者の役割が重要です。また、生物多様性を意識せずに、生物多様性に関する活動を行っている団体等もあることから、それらの指導者等と連携強化することが大切です。

＜戦略的な取組＞

**生物多様性版プロボノ（専門家ボランティア）制度の創設**

生物多様性について、広く浸透するための普及啓発、地域の特性に応じた保全と持続可能な利用等を促進するため、高い専門的スキルや知識を有する人材によるボランティア活動の促進を図ります。

＜主な取組＞

- ① 自主的な環境学習や環境保全活動に対し、環境学習指導者人材バンクの充実や活用促進を図ります。

- ② 漁村の文化や地場水産物などの地域資源を把握し、これらの資源を活用するための条件整備を図るとともに、地域が一体となったブルー・ツーリズムの推進体制づくりを促進します。また、農林業や観光関連産業との連携強化による多様なネットワークやメニューづくりを行います。
- ③ 屋久島や奄美群島などにおける認定ガイドの育成の取組を支援します。

## テーマ2 重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻すための取組

### 1 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、まず、鹿児島島の生物学的特性を示す生態系や多様な野生生物の生息・生育の場として重要な地域を保全していくことが必要です。しかし、現在、保護地域の指定実態などが十分ではないことから、重要な、生態系や野生生物の生息・生育の場を科学的な知見に基づいて抽出し、保護地域の指定拡大や見直しを進めるとともに、こうした保護地域における保安全管理を強化していく必要があります。

#### <戦略的な取組>

##### 県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進

生物多様性保全の面から現行の県立自然公園の総点検を行うとともに、新たに、生物多様性保全上重要な地域を科学的に抽出し、保護地域に指定されていない場合は、県立自然公園に指定して保全を図ります。国による国立公園、国定公園の指定と合わせて、県内の自然公園の県土面積に対する指定割合を全国平均並みに向上させるよう努めます。【再掲】

【県土面積に対する自然公園の指定割合：平成35年度までに9.4%→14.4%】

#### <主な取組>

##### (1) 自然環境保全地域等

生物多様性の保全上、極めて重要な原生的自然については、自然環境保全地域、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域等の各種制度による行為規制を的確に運用し、核となる生態系として維持を図ります。また、増えすぎた鳥獣などによって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて生態系の維持回復の措置を講じます。

##### (2) 自然公園

- ① 生物多様性保全の屋台骨である自然公園については、その特性や社会情勢等の変化を踏まえ、国等の関係機関と連携しつつ、公園区域や公園計画の見直しを行い、保全が必要な地域については、自然公園に編入・指定します。
- ② 鹿児島島の個性的な自然風景や生物多様性が損なわれることのないよう、審査基準に基づき、適切な行為規制を実施します。また、外来生物や増えすぎた鳥獣によって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて、生態系維持回復事業などを導入し、生物



写真9-4 長目の浜（甑島）  
国定公園化が進められている



多様性の質の低下を防止します。また、過去の開発等によって、自然公園の生態系が損なわれている場合は、関係機関との連携により自然再生事業の導入について検討します。

- ③ 利用者が著しく集中し、植生荒廃などの課題により、その場所の生物多様性や自然公園としての利用環境に悪影響が生じている場合は、適切な施設の整備や利用調整の導入を行うなど、自然環境の保全と自然公園にふさわしい自然体験の機会の提供を図ります。
- ④ 県内には、霧島錦江湾国立公園、屋久島国立公園、雲仙天草国立公園が指定されており、奄美群島が国立公園に指定されれば、本県は、北海道に次いで2番目に多い、4箇所の国立公園を有することになります。これらの地域には、県内で見られる代表的な自然環境が含まれていることから、こうした4つの国立公園を有する地域をモデル地区として、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発等を推進します。

### (3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護・繁殖を図る必要がある地域を、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区に指定し、また、鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を特別保護地区に指定するなど、行為規制や保全事業を推進します。

【鳥獣保護区の面積：現状維持】

### (4) 生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された生息地等保護区(蘭牟田池)に加え、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、指定希少野生生物の保護を図るため、必要に応じて生息地等保護区を指定し、行為規制や保全事業を推進します。



写真9-5 蘭牟田池

### (5) 天然記念物

「文化財保護法」で指定された国指定天然記念物の保護を図るとともに、「鹿児島県文化財保護条例」に基づき、必要に応じて県指定天然記念物として指定し、その保護を図ります。

### (6) ラムサール条約湿地

陸と水の接点であり、多種多様な生物が集まる重要な生態系である「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）湿地」について、国や地元市町村、関係団体等と連携して、湿地やそこに生息・生育する野生生物を保全し、持続的に利用するための取組を推進します。

### (7) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

自然と人間社会との共生に重点を置いたユネスコのMAB（Man and Biosphere：人と生物圏）計画に基づいて、1980年、生物圏保存地域（Biosphere Reserve）に登録された屋久島については、2008年の「マドリッド行動計画」に基づく登録地域の見直し作業が必要であることから、こうした作業を支援・促進するとともに、屋久島環境文化村構想の推進を通じて、自然を活用した産業や農作物の価値を高める取組、環境教育の充実など、人間と自然との共生の取組を進めます。

### (8) ジオパーク

県内におけるジオパークは、その多くが自然公園地域と重複しているため、自然公園の管理と整備を通じた魅力の向上を図るとともに、県内における世界ジオパークの認定に係る取組については、必要に応じて国や市町村に協力します。

## 2 自然再生と生態系ネットワークの形成

戦後の急激な経済成長のなかで、社会経済環境は大きく変化し、開発による野生生物の生息・生育の場の減少や分断、環境の悪化などによる生物多様性の危機が進行しています。このため、過去の開発等で損なわれた自然環境について、自然再生によって地域特有の自然環境を蘇らせていくことが必要です。

また、自然再生を行う際には、多様な生き物の生息空間となっている貴重な自然環境を有機的につなぎ、生態系ネットワークの形成に留意していくことが重要です。

特に、生物多様性の保全上重要な地域が分断されて小面積化している場合は、その間の自然のつながりを取り戻すため、自然林や湿地等自然の水辺、草原などの再生を促進するため、優先的に取り組んでいくことが求められます。

自然再生は、自然自身の持つ回復力を生かすことを基本とし、時間をかけて本来の生態系を取り戻していくこととなります。私たちは、その力が最大限発揮されるような環境整備を行うとともに、目標とする生態系が取り戻されるよう、モニタリングを続け、その結果を踏まえて取組内容を柔軟に見直すという順応的な態度で臨んでいくことが必要です。

<戦略的な取組>

奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）

世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定地周辺の緩衝機能の強化を図るため、リュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。

【再掲】

<主な取組>

- ① 県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施業を推進します。
- ② 自然災害やオニヒトデによるサンゴの捕食被害など、非人為的に自然環境が悪化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ、植生の保全・再生対策や景観の保全・修復対策を実施します。
- ③ 藻場造成手法や食害防除技術の開発を推進するとともに、漁業者等が取り組む藻場や干潟、サンゴ礁の回復活動への支援・指導により藻場・干潟の維持・造成を進めます。
- ④ 農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。
- ⑤ 生態系ネットワークの形成（再生）の観点から、自然再生を行うことが効果的な場所を科学的に抽出し、関係機関への情報提供を行うことなどにより、効果的な自然再生の推進を図ります。



写真9-6 広葉樹林

### 3 多様な生態系の保全と回復

鹿児島には原生的な自然環境の他、田園、里地里山、森林、河川、海岸などがあり、身近な自然でありながら、豊かな生態系を育む多様な野生生物の生息・生育の場が残されています。

一方、戦後の急激な経済成長の中、社会経済環境は大きく変化し、開発による生息・生育地の減少や環境の悪化などにより、こうした地域の生物多様性の劣化が進んでいます。このため、それぞれの空間の特性に応じた生態系の保全と回復に取り組む必要があります。

<戦略的な取組>

渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散

国際的に行き来する、渡り鳥のフライウェイ（渡り鳥の道）を安定的に維持するため、現在の飛来地の保全を図るとともに、一箇所への集中による様々な悪影響を避けるため、ねぐらとなる水辺や湿地の再生など、越冬地を分散させる取組を促進します。

<主な取組>

(1) 田園・里地里山・森林

- ① 里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを促進します。
- ② 県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施業を推進します。【再掲】
- ③ 地域全体で維持していくことが必要と認められる里山の森林などについては、雑木竹林の伐採整理など、適正な整備・保全を推進します。
- ④ 地域特性や立地条件を生かした森林整備や遊歩道、標識などの付帯施設整備を推進します。また、水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林については、保安林に指定し、保全と適切な整備を推進します。
- ⑤ 松くい虫等による森林被害を防止するため、関係市町村との連携のもと、被害木の伐倒駆除等を実施し、森林の保護を図ります。
- ⑥ そのほか、長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全に努めます。



写真9-7 クロツラヘラサギ

(2) 河川・湖沼

- ① 特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全します。
- ② 多様な自然環境に配慮した溪流づくりを行い、自然環境との調和を図ります。
- ③ 公共用水域（河川、湖沼）及び地下水の水質保全を図るために常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。
- ④ 池田湖については、その水質を将来にわたって良好に保全するため、池田湖水質環境管理計画に基づき、畑地かんがいに係る導水管理や生活排水対策等により窒素、りん

等の削減を図るなど総合的な水質保全対策を推進します。

- ⑤ 住民団体や事業者団体，県，市町村等で構成する協議会等の活動を通じ，地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。
- ⑥ 生活排水対策については，家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。

### (3) 沿岸・海洋

- ① 砂浜・干潟，藻場などの自然海岸は，可能な限り適正に保全するとともに，当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。



写真9-8 重富干潟

- ② サンゴ礁を保護するため，オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除，赤土等流出防止対策に努めます。
- ③ 特に，奄美群島における赤土等流出を防止するため，赤土等流出防止対策方針等に基づく各種対策を促進するとともに，防止対策，防止技術等の情報交換を図ります。
- ④ 藻場等に悪影響を及ぼす食害動物について，漁業者等による漁獲とその有効利用を促進することにより，海藻の食害被害を低減します。
- ⑤ 船舶等からの油流出，ゴミや流木の漂流・漂着，桜島の火山活動で生じる軽石の沿岸域への流入による漁業被害等を軽減するため，漁業者等が実施する清掃及び水産資源の保護などの海面環境保全活動を支援するとともに，水域環境の保全等に関する普及啓発を図ります。
- ⑥ 管理者による漁港の維持管理に加え，県民の共生・協働（ボランティア）による，漁港内の清掃や臨港道路の植栽管理等を推進します。
- ⑦ 港湾については，環境の保全・再生・創出を推進し，水際については親水性に配慮することにより，憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。
- ⑧ 鹿児島湾については，「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念とした鹿児島湾ブルー計画に基づき，生活排水対策や水産養殖対策などを推進し，水質保全目標の達成維持を図るとともに，良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。

- ⑨ 住民団体や事業者団体，県，市町村等で構成する協議会等の活動を通じ，地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。【再掲】
- ⑩ 生活排水対策については，家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。【再掲】
- ⑪ 公共用水域（海域）の常時監視を実施し，水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。

#### (4) 都市

- ① 地域に親しまれ，地域全体で維持していくことが必要と認められる都市近郊の森林などについては，雑木竹林の伐採整理など適正な整備・保全を推進します。
- ② 都市地域における緑の中核拠点であり，良好で快適な環境を形成する都市公園等の整備を促進します。
- ③ 公共施設の緑化を積極的に推進するとともに，緑化に当たっては，風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。

### テーマ3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための取組

#### 1 生物多様性情報の収集・蓄積・共有

生物多様性の保全及び持続可能な利用のためには、現状を的確に把握することが重要です。このため、調査研究等により、生物多様性についての科学的かつ客観的なデータを収集するとともに、多様な主体が持っている情報の共有化を行い、具体的な対策に生かすための仕組みづくりが必要です。

#### <戦略的な取組>

##### 生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成

生物多様性の調査・研究活動を行っている大学等の研究者や同好会等のアマチュア研究者による調査活動を活発にするとともに、得られた情報を収集・蓄積し、共有・活用するために必要な拠点機能の整備・充実を図ります。また、その上で、県立博物館やビジターセンター等の自然学習施設、各地で活動を行うNPO等と連携し、地域別、島嶼別に生物多様性情報を収集するネットワークの構築を図ります。

#### <主な取組>

- ① 県内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、その情報を関係部局で横断的に共有を図ることで、本県が実施する諸事業による環境への影響の低減を一層推進します。
- ② 県レッドデータブックの改訂作業を通じて、最新の生物多様性情報を収集・蓄積し、書籍として発行することにより、情報の共有化を図ります。
- ③ 特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンジカの生息状況やオニヒトデ防除事業の捕獲調査によるモニタリング等を通じて、生態系に被害を与える野生生物の生息情報を収集し、効果的な防除対策に役立てます。



写真9-9 県立博物館

#### 2 外来種への対応

経済・社会のグローバル化の進展により、ヒトとモノの移動が活発化し、船やトラック等の輸送機関などを介して、生物が本来有する能力を超えて移動するようになりました。これに伴い、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある侵略的な外来種による、生態系への影響が、近年、深刻化しています。また、国内の他地域から導入される外来

種（国内外来種）による生態系への影響も問題となっており、特に本県のような島嶼部の多い地域にとっては重大な課題です。このため、国内由来か国外由来かを問わず、鹿児島島の生物多様性にとって、生態系等に対し侵略的な影響を及ぼすおそれのある外来生物の侵入・定着を未然に防ぐことが重要です。なお、飼養等されている愛玩動物や家畜等についても、外来生物となって被害をもたらさないよう、適切に管理し、逸出を防ぐことが必要です。

既に定着している外来種については、計画的・効果的に対策を進めていくことが必要です。

### <戦略的な取組>

#### 総合的な外来生物対策の推進

県内における外来生物の侵入状況や被害の発生状況を把握し、今後、新たな侵入が予測される種も含めて、鹿児島県版の外来生物リストを作成します。また、被害の重大性や分布拡大の可能性を踏まえて、優先的に対策を講じることが必要な侵略的な外来生物を選定し、その侵入予防や防除を促進するなど、総合的な外来生物対策を推進します。

【再掲】

### <主な取組>

- ① 外来生物対策は早期発見、早期対応が重要であることから、広く市町村、県民等に注意喚起を行うとともに、既に県内に侵入している侵略的な外来生物については、優先順位をつけ、関係者との連携のもと、防除を推進します。
- ② 多くの野生生物には分布の南限、北限があり、さらに本県は島嶼部が多いことから、県内に普通に存する在来生物であっても、その本来の生息・生育域を越えての移動について注意が必要です。そのため、外来生物対策について広く県民に普及啓発を行います。
- ③ 国において、平成34年度までの完全排除を目指して防除が進められている奄美大島のマングース対策については、国、県、地元市町村などで構成する「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を通して、必要な協力を行います。
- ④ 奄美大島においては、野生化ヤギが生態系に影響を及ぼしている可能性があることから、生息状況調査を行い、科学的・順応的な捕獲対策を促進します。また、本県が平成21年度から進めてきた県本土でのマングース対策については、既に根絶状態にあると考えられていますが、住民の協力を得て監視を継続し、万一、確認された場合には速やかに防除を実施します。



写真9-10 捕獲されたマングース



- ⑤ 法面緑化に用いられる緑化植物が、外来種として問題を生じさせる事例もあることから、生物多様性保全上重要な地域では、周辺からの在来植物の自然侵入を待つ法面工を採用するなど、必要な配慮を行います。
- ⑥ 島嶼部においては、ペットである飼い猫が野生化してノネコとなり、希少種の捕食など、深刻な生態系被害をもたらしていることから、新たなノネコを生みださないよう、市町村等による適正飼養の取組を促進・支援します。



写真9-11 犬・猫遺棄防止ポスター

### 3 野生生物等の保護管理

野生生物は生態系を構成する重要な要素であることから、それぞれの地域で普通に見られる種から希少な種まで、多様な野生生物が将来にわたって存続するように、その生息・生育環境とともに、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。

近年、生息数の増加や生息域の拡大が見られるニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、生態系への影響や農林業被害が深刻になっていることから、抜本的な対策を講じていくことが必要です。また、特にこうした鳥獣は、生息環境（ねぐら、移動ルート等）、餌環境、捕食者（捕獲圧）など複合的な要因を受けて個体数が変動するため、鳥獣の増加しにくい環境の整備と効果的な捕獲対策を組み合わせた総合的な取組が必要です。

希少野生生物の保護のためには、その種の分布、生息・生育などの状況を把握し、種の特性や減少要因等の状況に応じた対策を講じるとともに、その生息・生育環境と個体の保護数のバランスを考慮した対策を講じていくことが必要です。

さらに、生物多様性に大きな影響を与えるおそれのある、野鳥や家きんでの高病原性鳥インフルエンザへの対応や適正なペットの飼養などの取組も進めていく必要があります。

#### <戦略的な取組>

##### 鳥獣の科学的管理の推進

深刻な農林業被害や生態系被害をもたらしているニホンジカ等の鳥獣の適正管理を行うため、生息密度や個体群成長率、捕獲場所や被害の発生状況などについて科学的なデータの蓄積と解析に努め、鳥獣の生息環境管理と同時に、効果的な捕獲対策の推進を図ります。また、「鳥獣管理の将来ビジョン」に基づき、鹿児島の実情に応じた効率的な捕獲手法の確立と、科学的知見や捕獲技術を有する専門的捕獲従事者による新たな捕獲体制の整備を進めます。

## ＜主な取組＞

### (1) 鳥獣の保護管理

- ① ニホンジカなど著しく増加等している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、「鳥獣管理の将来ビジョン」を踏まえて、その生息地管理等も含めた科学的対策を促進します。

【県本土及び種子島のニホンジカ

生息密度（保護地域）：5 頭/km<sup>2</sup>】

【県本土及び種子島のニホンジカ生息密度（調整地域）：2 頭/km<sup>2</sup>】



写真9-12 ニホンジカ

- ② 捕獲従事者のすそ野を支える狩猟者の増加を図るため、普及啓発の取組を促進します。
- ③ 被害農家自らによる捕獲を促進するため、農家等のわな猟免許の取得を推進します。
- ④ 市町村鳥獣被害防止計画に基づく取組の実践的活動を担う、市町村鳥獣被害対策実施隊の設置を推進します。
- ⑤ 傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。
- ⑥ 野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成23年環境省）等を踏まえ、国等の関係機関と連携し、年4回の糞便採取調査による野鳥の感染状況の調査、監視、情報収集に努めるとともに、検査体制や緊急時の連絡体制の充実を図ります。

### (2) 希少野生生物の保護

- ① 県レッドデータブックを活用し、希少野生生物の保護対策を検討するとともに、希少野生生物について県民や事業者に広く普及啓発を図り、自然保護思想の高揚に努めます。

【生息・生育環境の悪化を理由に鹿児島県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の数：現状維持】

- ② 希少鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区特別保護地区に指定し、また、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認められる区域を「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき生息地等保護区に指定し、行為規制や保全事業を推進します。【再掲】
- ③ 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動植物の指定、野生動植物の生息状況調査などを行うほ

か、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。【再掲】

【指定希少野生動植物種：平成35年度までに42種→60種】

- ④ 天然記念物に指定されている希少種や絶滅のおそれのある野生動植物については、「文化財保護法」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「鹿児島県文化財保護条例」、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を適正に運用するとともに、文化財保護指導委員、希少野生動植物保護推進員等の協力を得ながらその保護に努めます。【再掲】
- ⑤ 出水地方に渡来するツルについては、県ツル保護会等と連携し、越冬地の保全や給餌を通じた保護活動を行うとともに、越冬地分散に向けた取組を進めます。
- ⑥ 県内の海岸に上陸するウミガメについては、関係市町村と連携して、ウミガメ保護条例に基づき、ウミガメ保護監視員の設置と監視活動等を通じて、保護に努めます。
- ⑦ 霧島地区にのみ生育する固有種であるノカイドウについては、その天然更新を促進するため、シカによる食害防止対策等を講じるとともに、森林技術総合センター等における生息域外保全の取組を進めます。
- ⑧ 奄美群島における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターを活用するとともに、貴重な野生生物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。



写真9-13 アカウミガメの産卵



写真9-14 ノカイドウ

### (3) 動物の愛護と適正な管理

- ① 動物によるトラブルを未然に防ぐため、飼い主のモラル向上について啓発活動を行います。
- ② 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を図るとともに、市町村や関係機関・団体等とも連携して遺棄及び虐待の防止を図ります。
- ③ 犬及び猫の引取り数を減らすため、みだりな繁殖を防止するための不妊・去勢措置の推進、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底等について、飼養者に対して啓発します。

## テーマ4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承するための取組

### 1 地域における人と自然との関わり（環境文化）の伝承と記録

現在の生物多様性と地域の文化は、長い年月をかけ、人と自然との関わりによって成立してきました。県内には、原生的な自然環境がありますが、単に、人の手が加えられずに原生状態のまま残ってきたのではなく、その土地には手を付けてはいけないとする人々の文化や意思があってこそ、今日まで残されてきたと考えられます。また、各地域には厳しい自然環境の中で、食糧を獲得し、安全に暮らしていくための様々な知恵と技術が残されています。輸入した資源等に依存する産業活動やライフスタイルが普及する中で、こうした知恵や技術が使われなくなってきていますが、将来において、万一、輸入資源等が得られなくなった場合に、再び必要となる可能性のある知恵や技術でもあります。



写真9-15 高校生による聞き書き活動

こうした観点から、各地域において長年にわたって築きあげられてきた人と自然との関わり（環境文化）を記録し、後世に伝承していくことが重要です。

#### <戦略的な取組>

##### 環境文化を継承するための「聞き書き」の促進

高齢の農林漁業者や地域に長く暮らす高齢者等に、自然と共生する暮らし方について話を聞き、今後の取組に反映したり、記録に残していく活動が、行政機関、学校、大学、企業、地域社会など、様々な場に広がっていくよう、『聞き書き』運動（仮称）を推進します。また、こうした聞き書きの結果が、蓄積され、保存され、活用されていくことが大切なことから、そのあり方について検討します。【再掲】

【『聞き書き』に取り組む団体数：平成35年度までに50団体】

##### 南方の島々の環境文化の研究

世界自然遺産登録を目指す奄美群島などでは、生物多様性だけでなく、言葉や食、島唄や祭事など島ごとに異なる文化を有しています。こうした文化と自然との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を検討し、世界自然遺産登録後の地域づくりに役立てます。【再掲】

#### <主な取組>

- ① 奄美群島の世界自然遺産登録に向けた調査・検討において、奄美大島や徳之島における

伝統的な自然資源の利用について把握・記録するとともに、世界自然遺産として保全管理するにあたり、こうした伝統的な自然資源利用が考慮されるように配慮します。

## 2 屋久島環境文化村構想の推進

屋久島環境文化村構想は、屋久島の自然を損なうことなく暮らしてきた、自然と人との関わりのことを「環境文化」と捉え、その環境文化に根ざした個性的な地域づくりを目指そうとしたプロジェクトです。当時、全国的に、戦後の高度経済成長からバブル経済の破綻へと大きな社会的、経済的な変化が進行する中で、長年にわたって自然と共生してきた屋久島の人々の生活文化の中に、これからの社会のあり方のモデルがあると捉え、「自然と共生する社会」の実現を目指しました。

屋久島は、「環境文化」の概念や、この戦略が目標とする「新たな『自然と共生する社会』の実現」を最初に打ち立てた地域として、先駆的な役割を果たしていくことが期待されています。

### <主な取組>

- ① 屋久島里めぐり協議会が推進している「里のエコツアー」等の環境文化を生かした新たな取組を踏まえ、環境文化の継承と再評価の視点から、屋久島環境文化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。
- ② 屋久島環境文化村構想で提示した各種施策のうち、山岳部の利用調整の導入と環境文化に関する研究拠点機能の実現等の残された課題について検討します。
- ③ 屋久島を訪れる来訪者に対して、屋久島の環境文化についての理解を深めるため、屋久島環境文化村センターでの展示・解説活動の充実を図るほか、屋久島環境文化研修センターにおける環境学習プログラムの受講者の増加に努めます。

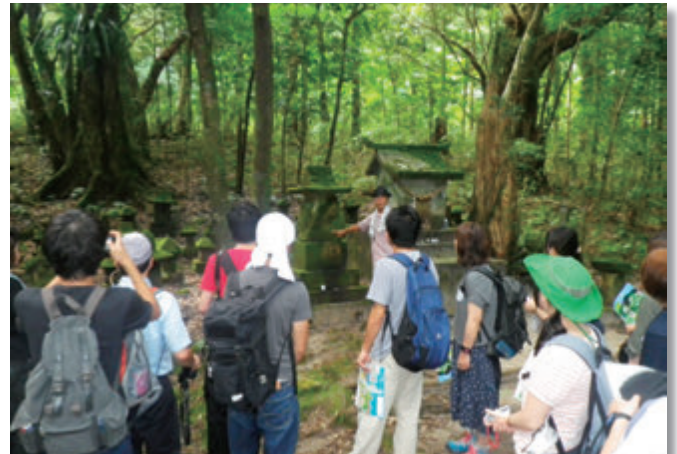


写真9-16 里のエコツアー



写真9-17 屋久島環境文化村センターでの展示

## テーマ5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組

### 1 農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、昔からの農林水産業の営みが人々にとって身近な自然環境を形成し、多くの野生生物が生息・生育する上で重要な役割を果たしてきました。農林水産業の営まれた地域は、生産活動の場や人々の生活する場として、様々な生き物との共生を通じ、地域独自の多様な文化を培いながら、豊かな農山漁村を形成してきました。しかし、高度経済成長以降、過疎・高齢化の進展や営農方法の近代化などにより、自然と共生する地域の文化を維持していくことが困難になってきています。自然と人間との関わりの中で創り出されてきた農山漁村の自然環境を維持していくためにも、生物多様性を保全し、持続的に利用していくことが必要です。

また、農地に現れる害虫を化学合成農薬により防除しようとする、いわゆる益虫までなくなり、生物間の相互作用を損ない、生き物と生き物のつながりを分断してしまいます。このため、天敵の力を借りて被害を封じ込めるなど野生生物の相互作用（食物連鎖）の機能を活性化することにより、生物多様性の質の向上を図っていくことも大切です。

#### <戦略的な取組>

##### 生物多様性の向上につながる産業活動の奨励

生物多様性保全と両立しうる再生可能エネルギーである森林バイオマス資源や、農業の本来有する自然循環機能を発揮させたIPM（総合的病害虫・雑草管理）等の環境に配慮した営農方法の普及が進められてきています。このような生物多様性の視点から見た優良事例の紹介等を通して、生物多様性の向上につながる取組が一層促進されるよう努めます。

#### <主な取組>

##### (1) 農業における取組

###### ○生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

- ① 農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、環境に配慮した生産活動、いわゆる環境と調和した農業を推進します。また、これらの取組を推進するため、農業生産工程管理（K-GAP）の普及推進やIPM技術実践者等の確保・育成を図ります。
- ② 農畜産業においては、適正な施肥や



写真9-18 農産物直売所

家畜排せつ物の処理など、環境と調和した農業を研修会等を通じて推進します。

- ③ 鹿児島ならではの豊かな食文化と農林水産業を生かした「食育」を、子どもたちをはじめとする全ての県民を対象に幅広く推進することにより、食に対する正しい知識の習得や健康の増進だけでなく、食に関する関心・感謝の念を深めるとともに、農林水産業に対する理解を促進します。
- ④ 鹿児島ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を実感できる「地産地消」を、県民全体に広く推進します。
- ⑤ 伝統野菜については、鹿児島の人や風土と関わりが強く、郷土の食文化を支えてきた野菜として、農産物直売所等での販売などの地産地消を基本に、地域農業が元気になるような取組として推進します。また、栽培に当たっては、関係機関と連携の上、必要に応じて技術的支援を行います。



写真9-19 桜島大根

#### ○生物多様性の保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進

- ① 家畜排せつ物を原料とした良質堆肥の施用による健全な土づくりを推進します。
- ② 土壌診断に基づく適正施肥及び有機質肥料の利用等による化学肥料の使用低減を推進します。
- ③ IPM技術の確立と普及推進による化学合成農薬の使用低減を推進します。

#### ○水田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進

- ① 農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。【再掲】

#### ○農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興

- ① 条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。
- ② 農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上を図るため、地域ぐるみの活動を推進します。
- ③ 農山漁村における、豊かな地域資源を生かした教育や観光など、都市と農村との交流を促進します。

## (2) 林業における取組

### ○重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方

- ① 地域森林計画において、森林の機能（水源涵養機能，山地災害防止機能／土壌保全機能，快適環境形成機能，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能，木材等生産機能）とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を例示するとともに，それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施業の実施を推進します。
- ② スギ・ヒノキの人工林については，適切な間伐を積極的に推進するとともに，立地条件や県民のニーズ，森林所有者の森林経営に関する意向等に応じて，広葉樹林化，針広混交林化，長伐期化等の多様な森林への誘導に向けた整備を推進します。
- ③ 天然広葉樹林については，公益的機能の発揮や有用樹種の育成を図るため，必要に応じ，不用木の除去等の適切な整備を推進します。



写真9-20 人工林

### ○多様な森林づくりの推進

- ① 地域特性を生かした森林づくり，里山林の機能回復など，県民参加の森づくりを推進します。
- ② それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施業の実施を推進します。
- ③ 充実しつつあるスギ・ヒノキの人工林について，良質な木材生産と公益的機能の高度発揮に向け，間伐や造林，保育等の森林整備を推進します。特に間伐については，施業の集約化，低コスト作業システムの普及・定着，間伐材の生産・利用の促進等による収益性の向上に努めながら計画的に推進します。
- ④ 間伐遅れの人工林については，立地条件などを踏まえ，間伐の優先実施や広葉樹林化，広葉樹との混交林化など，それぞれの森林に最適な整備手法を確立・普及し，計画的な解消に努めます。
- ⑤ 主伐後の適切な再造林や樹下植栽，広葉樹林化を推進し，森林の多面的機能の持続的な発揮を図ります。
- ⑥ 森林の施業・育成技術や森林・緑化木等の病虫害防除対策，機械化作業システムなど，各種施策の推進に必要な調査研究を進めるとともに，基礎的研究を含む分野等



については、国や大学等の研究機関との連携強化や共同研究を推進します。

- ⑦ 森林所有者や林業事業体に対する林業技術の改善や林業経営の合理化等に関する指導を推進します。また、長期的視点に立った森林づくりの計画・指導等を通じて、市町村が展開する森林・林業施策の円滑な実施を支援する人材の養成等を進め、地域の特性を踏まえた森林整備や林業振興を総合的に指導します。
- ⑧ 優良な郷土品種や少花粉スギなどニーズに対応した苗木の生産体制を整備し、適切な更新を促進します。

#### ○森林の適切な保全・管理

- ① 海岸砂地の森林の維持・造成に資するため、マツ材線虫病に対して、より抵抗性の強いマツ苗木の供給体制の充実を図ります。

#### ○都市と山村の交流・定住の促進

- ① 地域林業のリーダーとしての指導林家、青年林業士の養成・活動支援や地域の林業研究グループの活動促進を通じて、林業後継者の育成を図るとともに、小・中学校等の児童生徒や県民を対象とした体験学習活動を推進し、森林・林業に対する理解の醸成を図ります。
- ② 森林整備活動や木材の生産、多様な地域資源を生かした特産林産物の生産振興等による就業機会や所得の確保を図るとともに、里山林等を活用した体験活動、森林整備活動等を通じた都市住民との交流の促進、生活環境の整備等により、山村地域の活性化を図ります。



写真9-21 建物の内装にかごしま材を利用した事例

#### ○県産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

- ① 木材を利用する意義や環境にやさしい素材としての木の良さの普及を推進します。

### (3) 水産業における取組

- ① 地域の主要魚種については、魚種ごとの管理方針及びそれらを漁獲する漁業について行うべき資源管理措置に関する指針を定め、この指針に沿って漁業者等が自主的に行う資源管理の取組を促進します。
- ② 地域の主要魚種以外の魚種についても、自主的な資源管理に関する計画づくりを促進

し、地域や資源の状況に応じた資源管理を推進することで、資源の再生産と持続的利用を図ります。

- ③ 資源管理方法を検討する上で必要となる情報の収集のため、本県は、生態調査、漁獲調査及び漁場環境調査等を行い、得られた知見を漁業者等へ提供するとともに、最適な資源管理の方法を検討し、漁業者等が行う資源管理計画づくりの指導を行います。
- ④ 河川・湖沼の環境の維持保全を図るとともに、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除活動の支援や適正な種苗放流等の実施により、自然環境や生態系に配慮した資源増殖の取組を推進します。また、ウナギ養殖業については、消費者ニーズに対応した安心・安全な生産を推進します。
- ⑤ 本県の沿岸・沖合漁場における持続的・安定的な漁業生産を実現するため、海域特性に応じて、沈設魚礁や浮魚礁、築いそ等を効果的に設置することにより、有用魚介類の集魚効果を高め、水産資源の有効利用と生産力の増大及び効果的な操業の実現を図ります。
- ⑥ 水産生物の産卵、基礎生産を担う有用生物の発生促進及び幼稚仔魚や磯根資源等の保護、育成の場となる増殖場等の整備を進めます。



写真9-22 ブルーツーリズム

## 2 生物多様性に配慮した観光の振興

豊かな自然環境や生物資源は、観光の重要な資源の一つです。観光の振興にあたっては、自然環境等の保全に配慮していく必要があります。

### <主な取組>

- ① 美しい景観や自然を生かした魅力ある観光地づくりに努めます。
- ② 観光客の自然志向や体験志向に対応し、自然とふれあいながら自然を学ぶエコツーリズムなど、豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。
- ③ 観光客等に対し一定の入域制限のもと、レクチャー受講や認定ガイド同伴を義務づけることにより、自然環境の保全と地域のブランド力の向上を



写真9-23 屋久島の観光を支える縄文杉  
利用適正化が課題となっている

同時に図り、自然性の高い地域での利用適正化の取組を進めます。

- ④ 世界自然遺産地域や国立公園等での環境保全活動への参画を目的とした環境保全型ツアーや自然地域に観光客が立ち入った際に環境保全のために一定の費用を負担する制度など、観光客の増加が直接的に対象地域の自然環境保全に貢献する仕組み作りについて検討します。

### 3 生物多様性に配慮した公共事業の推進

様々な目的で実施してきた公共事業が、結果的に多くの野生生物の生息・生育環境を損なうなど、生物多様性に影響を与えたことは否定できません。鹿児島の生物多様性の質の向上を図っていくためには、野生生物の生息・生育環境に配慮した公共工事を推進していくなど、公共事業による生物多様性への影響を最小限に押さえる必要があります。また、自然災害等が発生した場合は、早期復旧を目指すため、防災的な観点からの対策を優先することとなりますが、可能な配慮を行うよう努めることが大切です。

#### <戦略的な取組>

##### 奄美群島における公共事業の環境配慮ガイドラインの作成

奄美群島で実施する公共事業について、希少種や固有種の保全、生態系の連続性の確保など、必要な環境配慮を計画的に実施するため、公共事業での環境配慮ガイドラインを策定します。また、本ガイドラインでは、新規の事業における環境配慮の実施に加え、既存施設についても近自然工法やアニマルパスウェイの設置などの改修工事を実施するなど、生物多様性の向上に努めます。

【大島・徳之島地区における公共事業での環境配慮ガイドライン策定：

平成27年度まで】

#### <主な取組>

- ① 道路整備においては、自然環境をできるだけ残すような路線の選定や野生生物の生息・生育環境の分断を避ける工法の採用に努めるなど、地域の健全な生態系の保全に配慮します。
- ② 河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など親水性に配慮した整備を推進します。
- ③ 魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など、多自然川づくりを推進します。

- ④ 各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトープ（野生生物が生息できる空間）の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。
- ⑤ 農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。



写真9-24 ビオトープ（蘭牟田池）

【再掲】

- ⑥ 海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。
- ⑦ 漁港については、地域の特性に応じた親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。
- ⑧ 漁港の景観の保持、美化を図り、潤いのある漁港環境の形成に資する緑地等の施設整備を行います。

#### 4 地球温暖化対策の推進

温暖化の進行は、自然環境に深刻な影響を与える可能性が指摘されています。本県では、平成22年に「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」を制定するとともに、平成23年に「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県民・事業者・行政が一体となって温室効果ガスの排出抑制に取り組んできているところです。地球温暖化が生物多様性に影響を及ぼしている中、地球温暖化防止に役立つ森林保全などの取組を促進することにより、生物多様性の保全を図っていくことが必要です。

##### <戦略的な取組>

###### 屋久島をモデルとした低炭素型社会と自然共生型社会の形成

ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、CO2フリーの島づくりに取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のための取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進めることにより、低炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。【再掲】

### <主な取組>

- ① 森林は、二酸化炭素の吸収や再生産可能で長期にわたって炭素を貯蔵できる木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の実現に重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の推進や企業等による森林整備の促進、化石燃料の使用抑制にも貢献する木質バイオマスの有効利用への普及啓発を進めます。
- ② 木質バイオマスの発電施設やボイラー整備に対する支援を行います。
- ③ 林地残材や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。
- ④ 環境家計簿の普及啓発など、二酸化炭素を出さないライフスタイルへの転換に向けた取組を推進します。
- ⑤ ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっている世界自然遺産の島・屋久島において、CO<sub>2</sub>フリーの島づくりを推進します。
- ⑥ 気候変動が生じることを前提に、その適応策のあり方を検討している国等の動きについて情報収集を行い、生物多様性保全の観点から、必要な対策のあり方について検討します。



写真9-25 電気自動車（屋久島）

## 5 化学物質など非生物的要因への対応

化学物質などの非生物的要因も、生態系に影響を与える可能性があることから、生態系に対する影響も視野に入れた対策を進めることが重要です。

### <主な取組>

- ① 人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。
- ② 化学物質排出把握管理促進法（PRTTR法）に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。
- ③ 化学物質の環境への影響や濃度等について、調査研究や情報収集に努めます。
- ④ ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の発生源対策を進めます。

- ⑤ 大気や公共用水域（水質、底質）、地下水、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。
- ⑥ 水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下浸透防止の指導を徹底します。
- ⑦ 良好な土壌環境を保全するため、土壌の環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理等を促進します。
- ⑧ 公共用水域（河川、湖沼、海域）の常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。【再掲】

## 6 環境影響評価の充実・強化による生物多様性の保全

生物多様性の保全を図るためには、規模が大きく環境影響の程度が著しい事業計画の策定や事業実施前に、あらかじめ、環境保全上の配慮を行うことが重要です。このため、環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、事業者が事業実施に先立ち、環境への影響について調査・予測・評価を行い、その結果を事業内容に反映させることにより、環境の保全について適切な環境配慮を行うことが必要です。

### <主な取組>

- ① 環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。
- ② 環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について、知見の集積を図ります。
- ③ 国土利用計画法や大規模取引事前指導要綱、土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。

## 7 消費行動の改善に向けた取組の促進

戦後の日本社会での大きな社会的変化は、大量の生産者（第一次産業従事者）のいた社会から、大量の消費者のいる社会に変質したことだと考えています。自然の中で、自ら食糧を生産するのではなく、食糧を購入し消費する暮らしが普及したことによって、人々は、生物多様性とどのような関わりを持っているのかを意識することなく暮らすことができるようになりました。

新たな「自然と共生する社会」の実現を図るためには、生物多様性に基盤を置いた地域経済を発展させていくことが必要なことから、県民の生物多様性に配慮した製品の消費に対する気運醸成を図り、具体的な消費行動を促すことが重要です。

<戦略的な取組>

**生物多様性に配慮した製品の消費促進の取組**

人々（消費者）に対し，日常生活の中で消費している食糧や繊維，木材等の物資が，生物多様性とどのような関わりをもって供給されているかについての情報を提供し，その結果，より環境負荷が少なく，生物多様性の維持・向上に資する製品の選択が促されることで，より生物多様性に配慮した製品の生産活動が促進されるよう，関係機関・団体等と連携し，消費者の意識改革に向けた普及啓発に努めます。【再掲】

## 特別テーマ 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組

### 1 世界自然遺産候補地・奄美群島での取組

奄美群島は、平成15年に国の検討会において、世界自然遺産候補地として選定され、以降、世界自然遺産登録を目指した取組を進めてきています。世界自然遺産に登録するには、顕著で普遍的な価値を有していること、国等による保護担保措置が講じられていること、価値を有する地域が十分に保護されていること、適切な保全管理が実施できていることなどが必要となります。

また、世界自然遺産登録後に、予期せぬ社会経済的变化が生じて、自然環境や地域社会が想定外の負の影響を受けないようにあらかじめ世界自然遺産登録後の変化を予測して対策を講じていくことも必要です。

奄美群島の世界自然遺産登録は、決してゴールではなく、登録後にどのような社会を作っていくかが問われています。また、世界自然遺産として推薦されるのは奄美大島、徳之島のそれぞれ一部地域と想定されていますが、世界自然遺産登録が奄美群島全体に波及効果をもたらすものとなるよう取り組んでいくことが必要です。



写真9-26 奄美のショチョガマ

#### <戦略的な取組>

##### 南方の島々の環境文化の研究

世界自然遺産登録を目指す奄美群島などでは、生物多様性だけでなく、言葉や食、島唄や祭事など島ごとに異なる文化を有しています。こうした文化と自然との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を検討し、世界自然遺産登録後の地域づくりに役立てます。【再掲】

##### 奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）

世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定地周辺の緩衝機能の強化を図るため、リュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。【再掲】



### 奄美群島における公共事業の環境配慮ガイドラインの作成

奄美群島で実施する公共事業について、希少種や固有種の保全、生態系の連続性の確保など、必要な環境配慮を計画的に実施するため、公共事業での環境配慮ガイドラインを策定します。また、本ガイドラインでは、新規の事業における環境配慮の実施に加え、既存施設についても近自然工法やアニマルパスウェイの設置などの改修工事を実施するなど、生物多様性の向上に努めます。【再掲】

【大島・徳之島地区における公共事業での環境配慮ガイドライン策定：

平成27年度まで】

### 奄美群島のお年寄りの世界自然遺産サポーター（仮称）委嘱と聞き書きの推進

奄美群島で自然と共生する生活文化（環境文化）を知る80歳以上の高齢者等に対して、世界自然遺産登録の推進に向けた応援を依頼するとともに、環境文化の詳細について話を聞き、記録（聞き書き）に努めます。【再掲】

### 奄美群島世界自然遺産トレイル（仮称）の設定

奄美群島において、各島々の独特の自然を体感することができるよう、島ごと、集落ごとに異なる環境文化のある場所を徒歩で巡るコースを設定し、認定ガイドや地域住民によるガイド（里のエコツアー）などを育成・確保するなど来訪者が優れた自然環境と地域の環境文化の双方にふれあうことができるよう受入体制の整備を図ります。【再掲】

## <主な取組>

### (1) 世界自然遺産登録に向けた取組

- ① 奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である「奄美群島自然共生プラン」に基づき、自然共生ネットワークの形成、サンゴ礁と海岸の保全、希少な野生生物と森林の保全、環境保全型自然体験活動の推進、世界自然遺産登録に向けた取組等を促進します。
- ② 自然生態系等に関するこれまでの各種調査・研究や「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」における検討を踏まえ、世界自然遺産としての顕著で普遍的な価値を有する重要地域や希少野生動植物の保全のための取組など、世界自然遺産登録に向けた取組を促進します。
- ③ 住民に、奄美の自然に対する理解を



写真9-27 奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会

深めてもらうため、世界自然遺産登録、国立公園指定、ノイヌ・ノネコ対策、希少野生生物保護に関する各種勉強会を開催するとともに、パンフレットやPR紙袋等の作成・配布などを通じて、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた気運の醸成を図ります。

## (2) 希少な野生生物や生態系の保全

- ① 希少野生生物や奄美の森を保全するため、自然保護団体等と連携して、生物多様性保全上、重要な種と地域を保護するとともに、侵略的外来種への対策を推進します。
- ② 希少野生生物の保護対策、自然環境に配慮した公共事業を推進し、環境の保全に努めます。
- ③ オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全対策を推進します。
- ④ 「自然への配慮ガイドライン」のハンドブックの奄美群島内各世帯への配布、「奄美群島マナーガイド」の観光客等への配布を通じて、地域住民等自らの主体的な行動の促進を図ります。
- ⑤ アマミノクロウサギ等希少な野生動物の死亡要因となっているロードキル(交通事故)対策やノイヌ・ノネコ等による捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携した取組を進めます。

【交通事故や他の生物の補食による死亡が確認されたアマミノクロウサギの数：

平成35年度までに現状(平成21～25年度・平均約20頭/年)の10分の1以下】

- ⑥ ノヤギによる植生被害を防止するため、生息状況等について科学的な実態把握を行うとともに、地域における科学的な防除の取組を促進します。



写真9-28 ノヤギ

## (3) エコツーリズムの推進

- ① 質の高いガイドを育成する認定ガイド制度の創設等を通じて、良質なエコツーリズムを推進します。

【奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定ガイドの人数

：平成30年度までに50名】

- ② 奄美群島の自然、歴史・文化などの資源を活用するエコツーリズムについては、過

剰な利用によってこれらの資源が損なわれることのないようにするとともに、既存の観光地における環境保護施設の設置や新たな利用地点の発掘による利用分散を促し、奄美群島の資源の総合的な利用や良質な情報提供が行われるよう努めます。

#### (4) 自然共生プランの取組を通じた奄美のブランド創出による地域づくり

- ① 奄美群島自然共生プランの取組を通じた大島紬、養殖マグロ、長寿子宝等の奄美のブランド創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。
- ② 奄美群島の伝統的な生活や文化、地域に根付く自然観や自然利用のルールに配慮した持続可能な自然資源の利用を図るとともに、それらを活用し、自然との共生を図りながら、観光振興や奄美のブランド創出等を促進することにより、地域の付加価値の向上を図ります。

## 2 世界自然遺産・屋久島での取組

平成5年12月、屋久島は、白神山地と共に、日本で初めての世界自然遺産に登録されました。屋久島の世界自然遺産登録は、平成4年に策定した「屋久島環境文化村構想」の検討過程において提起され、県や地元町、検討に加わった有識者らが政府に働きかけて、政府に世界遺産条約に加盟を促す段階からスタートし、その結果、実現したものです。まさに屋久島は日本の世界自然遺産の歴史が始まった場所だとも言えます。

世界自然遺産登録から20年が経過して、屋久島では様々な変化が生じています。世界自然遺産登録による経済的な恩恵も受けながら、山岳部の利用集中やヤクシカによる生態系被害など様々な課題に直面しています。こうした課題に対して、屋久島世界自然遺産地域科学委員会による助言等を踏まえながら、地域の関係者との合意形成を図り、解決に向けて取り組んでいくことが必要です。また、「屋久島環境文化村構想」が示す理念に基づき、環境文化を生かした地域づくりを一層推進していくことも必要です。

さらに、屋久島の経験を、候補地である奄美群島をはじめ、各地の世界自然遺産地域や国立公園等の保全に活用するため、地域間での交流を促進することも大切です。



写真9-29 屋久島環境文化研修センター

### <戦略的な取組>

世界自然遺産に関する国内外の自治体ネットワークの形成

「自然と共生する社会」のモデルである環境文化の島・屋久島を核とした、国内世界

自然遺産地域の自治体、ひいては中国、韓国など東アジアの世界自然遺産地域を有する自治体間のネットワークを形成し、国際的な情報交換と交流を促進します。

### 屋久島をモデルとした低炭素型社会と自然共生型社会の形成

ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、CO2フリーの島づくりに取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のための取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進めることにより、低炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。【再掲】

#### <主な取組>

##### (1) 世界自然遺産地域としての環境保全の取組

- ① 世界自然遺産に登録された地域における世界的にもまれな樹齢数千年のヤクスギをはじめとする優れた自然環境や植生の垂直分布などの特異な生態系といった「顕著で普遍的な価値」の適正な保全と利用の実現に努めます。
- ② 自然環境保全に係る財源を確保するため、利用者から一定の協力を得られる仕組みを構築することや山岳部における携帯トイレの導入促進等による自然保護の充実、さらに適正な利用促進のための特定の地域への過度の集中を避ける仕組みづくりなど適切な制度の導入に向けて検討します。
- ③ 屋久島の山岳におけるトイレのし尿の人力搬出経費や維持管理費などに充てる山岳部保全募金の収受率の向上に努めます。
- ④ ヤクシカによる生態系被害が確認されているため、特定鳥獣（ヤクシカ）保護管理計画に基づいて、被害抑制のための個体数調整や防護柵設置等の対策を推進します。



写真9-30 ヤクシカ

##### (2) 環境文化村構想の推進

- ① 屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センター等の屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島環境文化村構想の先導的事業として環境学習を位置付け、フィールドミュージアム（自然の博物館）としての様々な環境学習プログラム、屋久島の山・森・海などの自然や屋久島で営まれている生活・生産等を素材とした自然体験型環境学習、「里のエコツアー」などのエコツーリズム

の実施を促進します。

- ② 「自然・文化体験セミナー」や「里のエコツアー」などの各種イベントや留学生のホームステイの受け入れを通じた交流の実施により、国内外に向けて、自然や生態、生活文化や民俗、環境保全等に関する情報を発信します。
- ③ 屋久島里めぐり協議会が推進している「里のエコツアー」等の環境文化を生かした新たな取組を踏まえ、環境文化の継承と再評価の視点から、屋久島環境文化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。【再掲】
- ④ 屋久島環境文化村構想で提示した各種施策のうち、山岳部の利用調整の導入と環境文化に関する研究拠点機能の実現等の残された課題について検討します。【再掲】
- ⑤ 屋久島を訪れる来訪者に対して、屋久島の環境文化についての理解を深めるため、屋久島環境文化村センターでの展示・解説活動の充実を図るほか、屋久島環境文化研修センターにおける環境学習プログラムの受講者の増加に努めます。【再掲】

### (3) 他の世界自然遺産地域等との交流

- ① 世界自然遺産登録の先進地である屋久島の経験を奄美・琉球の世界自然遺産登録と保全管理に生かしていくため、屋久島と奄美群島との間での様々なレベルでの情報交換と交流を促進します。